議案第29号

石垣市奨学基金条例の一部を改正する条例

石垣市奨学基金条例（平成16年石垣市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和7年度石垣市奨学給付金基金の積立てに関する特例)

2　令和7年度に限り、石垣市奨学基金条例第5条の規定にかかわらず、13,194,000円を石垣市奨学基金から石垣市奨学給付金基金に積み立てることができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月27日提出

石垣市長　中　山　義　隆

理　由

令和8年度以降、石垣市奨学給付金基金に不足が生じるため、石垣市奨学基金から石垣市奨学給付金基金へ積立てを行う必要があることから、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市奨学基金条例(平成16年石垣市条例第11号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
附　則 この条例は、公布の日から施行する。	附　則 (施行期日) 1　この条例は、公布の日から施行する。 (令和7年度石垣市奨学給付金基金の積立てに関する特例) 2　令和7年度に限り、石垣市奨学基金条例第5条の規定にかかわらず、13,194,000円を石垣市奨学基金から石垣市奨学給付金基金に積み立てることができる。